

別表 1

- 雇用調整助成金
- 労働移動支援助成金
 - 受入れ人材育成支援奨励金
- 高齢者雇用安定助成金
 - 高齢者労働移動支援コース
- 特定求職者雇用開発助成金
 - 特定就職困難者雇用開発助成金，高齢者雇用開発特別奨励金，被災者雇用開発助成金
- トライアル雇用奨励金
- 障害者トライアル雇用奨励金
 - 障害者トライアル雇用奨励金，障害者短時間トライアル雇用奨励金
- 地域雇用開発助成金
 - 地域再生中小企業創業助成金（経過措置）
- 通年雇用奨励金
- 両立支援助成金
 - 事業所内保育施設設置・運営等助成金，ポジティブ・アクション能力アップ助成金
- キャリアアップ助成金
- キャリア形成促進助成金
- 障害者雇用納付金制度に基づく助成金
 - 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金
- 障害者初回雇用奨励金
- 介護労働環境向上奨励金
- 成長分野等人材育成支援事業
- 日本再生人材育成支援事業
- 若年者人材育成・定着支援奨励金（若者チャレンジ奨励金）
- 広域団体認定訓練助成金
- 認定職業訓練実施奨励金
- 業務改善助成金
- 宮城県事業復興型雇用創出助成金
- 宮城県中高年人材育成助成事業補助金
- その他，国又は地方公共団体の補助金や融資などで雇入れや人材育成に係る経費を助成対象とするもの

別表 2

経費項目	内容	留意事項
人件費	<ul style="list-style-type: none">・ 事業実施期間における対象労働者の賃金・ 事業実施期間における対象労働者に係る社会保険料（事業主負担分）	賞与を除く。
研修経費	<ul style="list-style-type: none">・ 人材育成に必要な物品（書籍，ユニフォーム，研修に要する資材等）・ 資格取得のために要した経費（講座等参加費用）・ 研修会の開催や参加のための経費（講師謝金，旅費，会場使用料，駐車場料金等）	5万円未満の消耗品に限る。 飲食に関する経費を除く。 試験受験料及び試験に係る経費を除く。